

# 令和4年度「受け継ぎたい北海道の食～そのおいしさ、技、食材の魅力～」の動画募集要領

制定 令和4年6月29日4道農第1555号  
北海道農政事務所長

## 1. 趣旨

食の多様化や家庭環境の変化等により、伝統料理や郷土食などの存在感が薄れつつあり、これら食文化の保護、次世代への継承は喫緊の課題である。そのためには、地域住民自らが、地域の食文化や食材の魅力に気づき、それらを守り伝え続けてきた方々の技、真摯で活気ある姿を広く発信していくことが重要である。

こうした観点から、受け継いでいきたい北海道の食のおいしさと技術、食材の魅力、そしてその熱意ある背景を伝える動画を広く募集する。

## 2. 実施主体

農林水産省 北海道農政事務所（以下「実施主体」という。）

## 3. 応募について

### （1）応募資格

個人、団体、企業、プロ、アマ、年齢等は問わない。ただし、未成年者が応募する場合は、その旨、保護者の了解を得ること。

### （2）募集作品のテーマ

「受け継ぎたい北海道の食～そのおいしさ、技、食材の魅力～」をテーマに、例えば、以下のような内容とする。取り上げる対象は、料理だけでなく食材そのものや加工したもの等も含む（ただし、企業や商品の宣伝となるものは審査の対象としない）。

- ① アイヌの方々から受け継ぐ食材や料理  
（オハウ、ルイベ、オオウバユリ、ギョウジャニンニクなど）
- ② 母村（※）の食文化がそのまま伝承されているもの  
（餅や味付け等に地域性のあるお雑煮、行事食など）
- ③ 北海道で独自に発展したと考えられるもの  
（三平汁、石狩鍋、ちゃんちゃん焼き、ジンギスカン、ザンギなど）
- ④ 北海道内の地域に根ざした独自の料理等  
（ごっこ汁、豆漬け、コウレン、豚丼、とりめし、松前漬けなど）
- ⑤ 北海道内の地域の祭りなど行事と関わりのあるもの  
（でんぷん団子、ベコモチ、クジラ汁、いずしなど）

- ⑥ 北海道に特徴的な食材やその料理等  
(いくら、らわんぶき、札幌大球、札幌黄、ハスカップなど)
- ⑦ 近年、新たに北海道に生まれた魅力ある食材、料理、加工品等  
(さつまいも、米粉を活用した加工品、鱈、マンゴー、キヌアなど)

※母村：都府県から北海道に移住してきた方々の出身地

### (3) 動画の仕様等

- ① タイトルは全角 14 文字以内とする。
- ② YouTube にアップロード可能なファイル形式とする。
- ③ 動画の長さは 3~5 分程度とする。
- ④ 実写、アニメーション、CG 等は問わない。
- ⑤ スマートフォンで撮影した動画の応募も可。ただし、音質向上のためスマートフォン用外付けマイクを使用した撮影を推奨する。
- ⑥ 過去に撮影・編集された動画も応募可能。ただし、既発表作品の場合、他のコンテストに応募・入賞したものについては、応募者に著作権があることが必要。
- ⑦ 以下の動画は失格となる。
  - ・ 誹謗、中傷、差別、わいせつ等に該当するもの。
  - ・ 政治活動や宗教活動に該当するもの。
  - ・ 応募者に関係した企業や商品の宣伝広告に該当するもの。
  - ・ 法令等に違反する恐れのあるもの（立入及び撮影禁止場所での撮影など）。
  - ・ その他、実施主体が不適切と判断するもの。

### (4) 応募方法

- ① 動画が記録されたメディア（DVD、CD-R 等）を、必要事項を記入した応募用紙（別添参照、動画 1 本につき 1 枚）とともに、以下の応募先まで郵送する。
- ② 指定のファイル転送サービス（FileZen）による提出も可とする。  
(ファイル転送サービスによる応募の場合、応募者は北海道農政事務所ホームページ「和食・食文化」に掲載の「応募フォーム」に必要事項を記入し、送信する。追って担当者より動画の送信方法について案内を行う)。

《応募先》 〒064-8518 北海道札幌市中央区南 22 条西 6 丁目 2-22  
北海道農政事務所 「動画コンテスト」係

《メールアドレス》 washoku\_hokkaido@maff. go. jp

## 4. 応募締切

令和 4 年 11 月 24 日（木曜日） ※郵送は必着とする。

## 5. 審査方法

別添動画コンテスト実施要領により審査を実施し、入賞作品を決定する。

## 6. 動画の活用について

入賞作品は、実施主体及び関係機関が発行する各種印刷媒体、農林水産省公式 Web サイト及び SNS 等で広く紹介する。また、応募されたすべての作品は、北海道の食文化の魅力発信等において、作品の一部を素材として活用する場合がある。

## 7. 著作権等の取扱い

- ① 応募動画の著作権は応募者に帰属する。ただし、応募があった時点で、実施主体及び実施主体の許可した団体に対し、応募者の許諾を要することなく無償で公開することや利用することについて許可を与えたものとする。
- ② 作品自体や作品に使用される素材（画像、音楽等）については、応募者自らが創作して著作権を有しているか、著作権者からの許諾を受けたものに限る。万一、第三者から権利侵害、損害賠償などの主張がなされた場合は、実施主体は一切の責任を負わない。
- ③ 他のコンテストに応募、入賞した作品については、応募者に著作権があること。万一、第三者から権利侵害、損害賠償などの主張がなされた場合は、実施主体は一切の責任を負わない。
- ④ 農林水産省公式 WEB サイト及び SNS にアップロードされた動画は、応募者の許諾なく消去することがある。このため動画データの保存は必ず応募者自身で行うこと。
- ⑤ 作品の撮影では、第三者の肖像権やプライバシーの権利を侵害しないこと。
- ⑥ 出演者（個人が容易に特定し得る通行人も含む）には、撮影及び動画公開の承諾を得るか、個人を特定できないよう配慮すること。
- ⑦ 未成年者が出演する場合には、親権者または保護者から撮影の承諾を得るとともに、各種印刷媒体への掲載、WEB 及び SNS 等での動画公開についても承諾を得ること。

## 8. 個人情報の扱い

- ① 作品は本名での紹介を基本とするが、本名の公表を希望しない方は応募用紙にハンドルネーム等を記載すること。また、グループ・企業・団体名等での紹介を希望する場合は、応募用紙に名称を記載すること。
- ② 作品の活用の際には、応募者の名前等を割愛する場合がある。
- ③ 応募用紙に記載された個人情報は、応募動画の内容確認に係る連絡等、運営上必要な場合にのみ利用する。

## 9. その他

- ① 応募者は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策が講じられた環境において、撮影準備及び撮影を行うこと。
- ② 応募に際して、事実関係の誤認や誤った表現に注意すること。
- ③ 動画でレシピを紹介する際には、使用した材料のメーカー及び商品名が特定できないよう配慮すること。
- ④ 応募する動画の制作及び応募に関する一切の費用は、応募者の負担とする。
- ⑤ 応募作品の返却は行わない。
- ⑥ 応募時点で、応募者は本要領に記載されている諸条件に同意したものとみなす。
- ⑦ 本要領に記載無き事項については、実施主体の判断に基づき決定する。

以上